

## 上越市<sup>が</sup>ん木整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、<sup>が</sup>ん木をいかしたまちづくりを実現するため、<sup>が</sup>ん木の保存を行う人及び団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本市の区域内に存する建築物であって、現に居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 子育て世帯 交付申請時において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもと同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯をいう。
- (3) 移住者 県外から当市に転入しようとする人又は補助金の申請日前2年以内に県外から当市に転入した人をいう。
- (4) 市補助負担額 第5条第1項の規定により算出した額をいう。
- (5) 上限額算定例規 次に掲げる規則及び要綱をいう。
  - ア 上越市移住定住応援住宅取得費補助金交付規則（令和3年上越市規則第20号）
  - イ 上越市空き家定住促進利活用補助金交付要綱（平成29年4月1日実施）
  - ウ 上越市定住促進生家等利活用補助金交付要綱（平成30年4月1日実施）
  - エ 上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の購入支援）交付要綱（令和4年4月1日実施）
  - オ 上越市まちなか居住推進事業補助金（町家のリフォーム・建替え支援）交付要綱（令和4年4月1日実施）
  - カ 上越市まちなか居住推進事業補助金（住宅のリフォーム支援）交付要綱（令和5年5月1日実施）

(地域指定)

第2条 市長は、連たんする<sup>が</sup>ん木が存する地域を、当該地域の住民の意見を聴いた上で、<sup>が</sup>ん木の保存・活用地域として指定するものとする。

2 市長は、連たんする<sup>が</sup>ん木が存する地域で前項の規定による指定を受けていないものについて、当該地域の住民から申請を受けて、これを<sup>が</sup>ん木の保存・活用地域として指定することができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条の規定による指定を受けており、かつ、別に定める要件を満たす<sup>が</sup>ん木の保存・活用に関する地域の任意協定を定めている地域（以下「対象地域」という。）に住所又は事務所を有すること。
- (2) 対象地域に土地又は建築物を所有していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別に定める<sup>が</sup>ん木づくりガイドラインに基づき、<sup>が</sup>ん木部分の修繕若しくは新築又は<sup>が</sup>ん木下部分の段差解消工事を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市の他の補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金等の交付の対象となる部分に係る工事は、補助対象事業としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用（税を含む額とする。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、70万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、上越市立地適正化計画の居住誘導区域において、雁木を要する空き家を改修する場合で、子育て世帯に属する人又は移住者にあつては、補助対象経費から市補助負担額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下「県補助負担額」という。）を市補助負担額に加算するものとする。ただし、県補助負担額は、70万円を限度とする。
- 3 前項の場合において、既に上限額算定例規に基づく補助金の決定を受けたときは、県補助負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、上限額算定例規により算定した県補助負担額の合計額を減じて得た額（当該額が70万円を超える場合にあつては、70万円）を限度とする。

- (1) 移住者 110万円
- (2) 子育て世帯に属する人 110万円
- (3) 第1号に掲げる人のうち、子育て世帯に属する人 120万円

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第2条第3号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業に係る見積書の写し

- (2) 補助対象事業の実施箇所に係る実施前の写真
  - (3) 施工内容が分かる図面
  - (4) 市長が別に定める本市の他の補助制度の活用状況の調査に係る同意書
  - (5) 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し（移住者に限る。）
  - (6) 住民票の写し（子育て世帯に属する人（次号に掲げる書類を提出する人を除く。）に限る。）
  - (7) 母子健康手帳その他申請者又は世帯員が妊娠していることを確認することができる書類の写し（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子がおらず、かつ、妊娠している人がいる世帯に限る。）
- （実績報告書の添付書類）

第7条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書の写し
  - (2) 補助対象事業の実施中及び実施後の状況を撮影した写真
- （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

（適用区分）

2 改正後の上越市雁木整備事業補助金<sup>がん</sup>交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年6月27日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市雁木整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。